

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

桜川市長 大塚秀喜

市町村名 (市町村コード)	桜川市 (82317)
地域名 (地域内農業集落名)	岩瀬東部地区 (西小墾一、西小墾二、西小墾三、加茂部一、加茂部二、高穂、今泉、木植、猿田、曾根、松田、東友部、駅前、西友部、稲荷橋、上城、谷中、水戸、青柳、磯部、稲)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年8月6日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は岩瀬市街地の東に位置し、中心部を通る国道50号と水戸線、北関東自動車道により、南北に分かれている。
北側は磯部周辺の台地と山に至る傾斜地、及びそれらと市街地に挟まれた水田が多い。南側は、羽黒駅南の市街地東西に、基盤整備された水田が広がる平野部と、御嶽山、雨引山などの山沿いの傾斜地、及び南北を山に挟まれ、猿田から今泉を抜ける県道沿いに基盤整備された農地と傾斜沿いに広がる農地に大別される。
山際であるため、鳥獣被害が多く、地域全体で対策に取り組んでいる。
現行の人・農地プランに登録された担い手は25名であるが、そのうち60歳以上は20名と80パーセントであり、次世代の農業者の育成が求められる。
地域で主に生産されているのは水稻であり、ブロックローテーションに取り組んでいる地域も多く、麦類、大豆、そば等も多く生産されている。
傾斜地の農地は地形上の制約があり、規模の小さい圃場が多く、イノシシの被害もあるため、耕作者を探すことが難しい。
新たな担い手の育成、発掘を進めると共に、傾斜地で栽培しやすく、鳥獣被害に対応した栽培形態を検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

3枚の地図を用いて座談会を行い、以下のような意見が出た。
平野部、山間部を問わず、「耕作条件の改善」に関する意見が多かった。
耕作条件の改善に関しては、基盤整備を行った時期が早く、排水機能の低下や農地の規格が小さい、道が狭い、水が足りない等の問題が挙げられた。そのほか、基盤整備を行い耕作条件をよくすることは担い手や新規就農者の受け入れに必要な条件である、地元負担金などの補助金制度が難しく、地元の理解を得ることが必要との意見があった。今後は地域の意見を聞きつつ、基盤整備について検討していく。
そのほか、「担い手」「鳥獣被害」「農地集約」「後継者関係」に関する意見が出た。
担い手に関して、担い手の数が少ない上で、これ以上担い手が集積しきれないとの意見があった。また、少子高齢化により水路の維持管理や水利費の管理、草刈り等も担い手任せになりがちである。今後は少人数での管理がしやすいよう組織の在り方や農地の基盤整備に合わせて管理しやすい農地への改良などを検討していく。
鳥獣被害に関して、地区全体で取り組んでいる地区と個人での対応にとどまっている地区に分かれており、地区全体で取り組んでほしいとの意見があった。そのほか、イノシシ対策の資材が高く補助を増やしてほしい、耕作放棄地がイノシシの発生源になっているので対策したいとの意見もあった。今後、鳥獣対策の取り組み方について検討していく。
農地集約について、すでに耕作している人との交換は難しいという意見が出たほか、集約に際しては、農地を合筆し圃場を1町歩以上に大きくしながら行うべきとの意見があった。基盤整備の検討と合わせて、集約についても検討していく。
後継者関係について、若年層の意見を聞く場を設けるべきとの意見や、時代の変化により土地の維持のための農業から、生活の手段としての農業に変化したため、それに合わせた新規就農の形を考えなければならないとの意見が出た。
新規就農の在り方について、参入しやすい農業形態の検証も含めて検討していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	721 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	721 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業委員会の農地台帳に記載されている農地のうち、農業上の利用の意思が示されている区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用し、離農者の農地を担い手へ集積、集約化する。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
新規の貸借、利用権の更新を粉う際に農地中間管理機構を活用する。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地形にあった農地の活用を模索しつつ、地元の理解を得つつ必要と思われる農地については基盤整備事業の活用を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域の農業者の担い手への育成や、新規就農者が参入しやすい経営形態の検討と並行し新規就農者の確保を進める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の实情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

稲地区、曾根地区、今泉地区、木植地区、猿田地区、西小埜1地区、松田地区、高幡地区、磯部地区、西小埜2・3地区、西友部地区において多面的機能支払制度を、木植地区、猿田地区、今泉地区において中山間地域直接支払制度を活用し、農地の保全・管理を進める。